

2025年 9 月 26 日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟の第51回口頭弁論が行われました

本件は、玄海原子力発電所 1 ～ 4 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（2012年 1 月 31 日）から第 51 次（2025年 5 月 8 日）にわたり、提訴されたものです。

本日、佐賀地方裁判所において標記の口頭弁論が行われました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上